

令和6年度苫小牧市こども国際交流事業業務 仕様書

1 業務名 令和6年度苫小牧市こども国際交流事業業務

2 目的

苫小牧都市再生コンセプトプランの促進要因である「ウォーターフロントの魅力発信」「次世代産業の展開」「人材育成・多文化共生」などの先進地を肌で感じる機会を提供し、国際的な視野を持った本市のまちづくりを担う人材を育成する。

3 業務委託期間 契約の日から令和6年12月31日まで

4 派遣先：シンガポール

(1) 派遣期間：令和6年の中高生の夏休み期間中 4泊程度を基準とする

※ただし、費用の範囲で派遣期間を延長することは可能とする。

(2) 派遣先選定理由

- ・多民族国家であり、多様な文化・習慣・価値観が混在している。また、多文化共生の特徴を持ちながら経済成長を遂げ、これからの時代において、本市のまちづくりに必要な視点である。
- ・英語が公用語であり、普段学校で英語を学んでいる本市の中高生が、実際に現地で英語に触れる機会が提供できる。
- ・国際港湾を有し、ウォーターフロントの開発など本市との共通点も多く、観光都市としての成長や持続可能な都市開発などを学ぶことができる。

5 派遣人数

(1) 派遣生徒12名

- ・市内に住民登録のある中学生および高校生とする。(高等専門学校、高等商業学校、通信制高等学校に通う生徒も含む)

(2) スタッフ2名以上(事業全体を把握し、統括できる成人)

- ・委託事業者2名以上 うち添乗員1名以上
- ・現地における添乗員(通訳)1名以上。ただし、上記委託事業者と兼ねることができる。
- ・このほか苫小牧市担当者が2名程度同行する予定(この費用は今回の提案額には含まない)

6 契約予定金額

上限 8,200,000円 この金額は、消費税10%相当額を積算した金額を含む。

7 委託業務内容

(1) 事業全体の企画および進行管理、全体の管理に関すること

- ・本事業の目的を達成するために事業全体の企画・管理を行うこと

(2) 参加生徒の募集・選考に関すること

- ・募集方法、期間、選考方法などを具体的に企画し、運営すること
- ・複数の周知方法を企画し、派遣対象の生徒に情報が行き届くようにすること
- ・参加者の決定方法などは、公平性を担保した上で、企画・運営すること

(3) 事前及び事後研修、報告会に関すること

- ・派遣前、派遣後に合わせて5～7回程度の事前事後研修を企画・運営すること
- ・研修のテーマは、本事業の目的に沿った内容とすること
- ・派遣前、派遣後には、それぞれ市長への出発式、報告会を各1回開催すること（日程調整については、市と協議の上実施すること）
- ・事前・事後学習の開催にあたっては、開催時期や保護者の負担を考慮すること
- ・研修開催に係る費用負担は、この委託費に含まれるが、会場に関しては、市と協議の上、市役所等の施設を使用することができる。

(4) 海外派遣に係る引率及び視察先、交通輸送機関、宿泊機関、食事・ガイド・通訳・添乗員等の手配と企画に関すること

- ・安全で快適な移動手段・宿泊先（全日ホテル泊：生徒は2名1室可）を確保すること
- ・現地では、全行程に添乗員・通訳が同行すること
- ・現地との大使館や関係機関（自治体国際化協会や北海道事務所など）と必要な連携を取り、緊急連絡体制を構築すること
- ・新型コロナウイルス等の感染症や体調不良者の対応について、事前に現地の医療体制を確認し、対応体制を構築すること

(5) 参加生徒・保護者への説明に関すること

- ・日程表・プログラム表・しおり等の作成
- ・必要に応じた説明会等の開催

8 旅行中における委託料の範囲について

(1) 委託料に含まれるもの

- ・旅行中の交通費（飛行機・バス・鉄道料金等）
- ・宿泊費（宿泊施設において、引率者1人部屋、生徒2人1部屋以上）
- ・食事代（旅行中における朝・昼・夜の食事代 ※機内食含む）
- ・プログラム費用（現地プログラムにおける入場料やガイド料等）
- ・添乗員費用
- ・手荷物運搬料（1人1つの受託手荷物運搬料）
- ・その他（団体行動中のサービス料、チップ等）

(2) 委託料に含まれないもの

- ・参加者のパスポート取得費用
- ・海外旅行保険費用
- ・超過手荷物料金
- ・個人的諸費用（お土産代、Wifi費用、携帯電話費用等）

9 納入成果物

業務完了後、業務実績報告書にまとめ苫小牧市に提出する。報告書は、ホームページ等で広く公開することを予定しているため、公開用の報告書も提出すること。

10 支払条件

契約代金の支払いは事業完了後、一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、委託者との協議により決定する。

11 その他

- (1) 本事業の安全かつ円滑な実施が危ぶまれる時は苫小牧市の判断により中止する場合がある。その場合、支払われる委託料は実費経費分相当額とする。なお、前払いにより委託料を既に受け取っている場合は、その差異分を請求若しくは戻入すること。
- (2) 受託者は、管理できない事由（為替レートの変動や燃料価格等の著しい変動、航空会社の示す運賃・日程の変更等）が生じた場合は、苫小牧市と協議の上、契約を変更できるものとする。
- (3) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、苫小牧市と受託者間で協議の上定めるものとする。
- (4) 本業務上知り得た派遣団及び個人の情報に関する秘密を苫小牧市の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡・業務外使用等してはならない。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (5) 本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する苫小牧市職員の対応要領」（平成 28 年 8 月 1 日施行）について留意すること。
- (6) 業務中、第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して一切の手続を受託者において行う。
- (7) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により委託者に報告すること。
- (8) 災害その他不可抗力等委託者及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、委託者は事前に書面での通知により契約を解除できる。

12 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部未来創造戦略室

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号

TEL: 0144-32-6157